

令和6年神奈川県議会第1回定例会 防災警察常任委員会

令和6年3月6日

◆小野寺慎一郎委員

公明党の小野寺です。よろしくお願いします。

私からはまず、警察官による安否確認の対応について何点か伺ってまいります。

本県を含む都市部においては、特に核家族化が進んでいて、独り暮らしの高齢者も大分増えているというふうに考えています。県警察でも安否の確認を求める通報を受けること多くなっているんではないかというふうに推察するところであります。

通報に基づいて警察官の方が現場に駆けつけたとき、特に単身世帯では、むしろ家人の人と接触できるというのは、まれなんだというふうに思います。家族やあるいは鍵を預かっている人がいないかとか、もう本当に四方八方手を尽くして探すなどしていただく、本当に警察官の方の苦労というのは、大変多いんじゃないかなというふうに思います。

そこで、安否確認に関する通報等を受けた場合の県警察における対応について、何点かお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、県警察が安否確認を行う場合、これは何を根拠として行うのか、そこを確認させてください。

◎地域総務課長

安否確認を行う直接の根拠はありませんが、現場の状況などから事件または事故の可能性を判断した上で、人の生命もしくは身体に危険を及ぼすおそれのある事変等危険な事態がある場合、または犯罪がまさに行われようとするのを認めた場合で、その危険を予防し、または被害者を救助する際に他に方法がないと認められる状況であれば、警察官職務執行法第6条を根拠として住居等に立ち入ることができます。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

それでは、この安否確認の通報等を受けた場合の県警察の対応についてお伺いします。

◎地域総務課長

通報を受けた場合は、現場に警察官を派遣し、通報者に接触して状況を確認しております。その上で、立入りの緊急性が認められる場合は住居等に立ち入り、緊急性がないと判断される場合は、巡回連絡カードに記載された非常の場合の連絡先や住居等の管理者へ連絡するなどして、安否の確認に努めています。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

次に、安否確認で住居等に立ち入る際に判断基準があるのかどうかをお尋ねします。

◎地域総務課長

個々の現場により判断、対応が異なることから、判断基準は示しておりません。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

緊急性は認められるものの、この安否を確認するその対象者と接触できない、関係者とも連絡が取れない、そういった場合は、どういうふうに対応するのか、お伺いをします。

◎地域総務課長

家族や勤務先などと長期間連絡が取れない場合や郵便物がたまっている、住居等の中からうめき声が聞こえるなどケース・バイ・ケースの中で、あらゆる手段を使って連絡を取るようにしておりますが、万が一連絡が取れない場合は、建物の破壊を伴わない方法により住居内に立ち入るようにしております。

ただし、場合によっては窓ガラス等を破壊して立ち入ることもあります。

◆小野寺慎一郎委員

その辺の判断というのは大変難しい、現場でとっさに判断をするというのは難しいことだというふうに思うんですけども、これからも安否確認に関する通報というのは増えてくるというふうに思うんです。なので、県警察では、この安否確認の通報等に対して、本当にこれは通報した方は物すごく心配をしているし、あるいは中で、もしかすると大変な状況になっているかもしれないということもありますから、くれぐれも丁寧に対応していただいて、今後、県民の安全・安心を守る活動に取り組んでいただくようにお願いをしたいというふうに思います。

次に、今回の代表質問でも取り上げました、信号機の設置されていない横断歩道の安全確保について、何点か伺ってまいります。

昨年12月末現在で、神奈川県内で交通事故で亡くなられた方は、前年と比較すると増加しているという御報告もありました。特に、歩行者が関わる交通事故の割合が高いということですから、この歩行者の安全を確保する対策というのは、大変重要であるというふうに考えております。

今回は特に、この代表質問でも取り上げさせていただいた、信号機の設置されていない横断歩道の安全確認について、何点かお伺いをしたいと思います。

横断歩道や信号機の設置基準というのは、私たちもよくそういう御要望を頂いて地元の警察署と話をしていますので、大体は承知をしているつもりなんですけれども、この横断歩道に信号機をつけるとかつけないとか、この設置についての考え方、これについてまず確認をしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎交通規制課長

信号機設置の基本的な考え方でございますが、警察庁交通局から示されており、信号機設置の指針というものに準拠しております。その中で考慮すべき要素として、車道の幅員、歩行者の滞留場所があるかないか、自動車等の交通量及び隣接する信号機との距離など、そういった要素を考慮して設置するかどうかを判断してございます。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

信号機が設置されていない横断歩道ですね、ここにおける具体的な安全対策としてはどんなものがあるのか、そこをお伺いしたいと思います。

◎交通規制課長

横断歩道に設置する道路標識を新設、更新する際は、夜間でも見えやすい反射シートを使用した、いわゆる高輝度の標識板を標準の仕様としております。

横断歩道の道路標示については、使用する塗料に反射ビーズを含ませ、夜間にドライバーから見えやすいものとすることを標準化しております。

これらに加えて、横断歩道の手前部分のカラー舗装、道路照明の設置、横断歩行者注意などの法定外表示の設置などの安全対策を道路管理者に依頼してございます。

◆小野寺慎一郎委員

道路管理者にそういうことを依頼するということなんですが、一つ県警に取り組んでいただいているお仕事の一つとして、摩耗している横断歩道の早期補修、これまで何度も何度も議論に上がっているわけですけれども、どの程度の横断歩道に補修が必要と認識されているのか、そこを確認させてください。

◎交通規制課長

補修箇所については、業者に委託している道路標識・道路標示点検調査の結果に基づき、補修に必要となる予算を積算しております。

令和2年度から令和4年度までに点検調査した結果としては、横断歩道について言えば、8割以上が消えているAランクが7.8%、6割以上が消えているBランクが13.4%と判定されており、補修が必要と考えております。

また、通学路点検など、各種点検によって補修要望いただくこともあります。業者点検に加えて、要望を頂いた箇所が要補修箇所となることも少なくありません。道路標示は日々摩耗が進んでいくことから、継続的な点検によって補修すべき箇所を把握してまいります。

◆小野寺慎一郎委員

横断歩道の補修ですけれども、これどの程度、今、補修が進んでいるのか、お伺いいたします。

◎交通規制課長

8割以上が消えているAランクの横断歩道は、広範囲が摩耗し、歩行者やドライバーから見えにくくなっていることから、これまでこれを中心に補修を進めてまいりました。これに加え、おおむね6割が消えているなど、一定程度摩耗が進み、早期補修の声が多い箇所を中心に補修を加速化させております。この加速化により、令和4年度までの調査で判明した、6割以上が摩耗しているA・Bランクの横断歩道のうち、補修を優先すべきと判断した約90%を、令和5年度中に補修することを見込んでいるとともに、令和6年度中にその全ての補修完了を目指しているところでございます。

◆小野寺慎一郎委員

確かに今、急ピッチで進んでいるというふうには我々も実感をしているところであります。

最後に、今後の県警察における信号機のない横断歩道における安全確保策について、お伺いをします。

◎交通規制課長

信号機のない横断歩道につきましても、当然でございますが、交通死亡事故、交通事故を防止するためには非常に重要なものと考えてございます。

先ほどお伝えいたしました信号機設置の指針に準拠して、信号機の設置の可否については適切に判断するとともに、そうでないところにつきましても、横断歩道を敷いた場所につきましては、警察による施策、あるいは先ほどお伝えいたしました道路照明を設置するなどの道路管理者と連携して横断歩道の安全確保を図ってまいりたいと考えてございます。

◆小野寺慎一郎委員

それでは、最後に要望を申し上げたいと思うんですが、高齢化が進んでいます、あるいは電動キックボードや自動運転といったモビリティーの多様化、これも進んでいるということですね。

昨日ですか、道交法の改正案が閣議決定したということで、電動モーターで走るペダルつきのモペット、あれもモーターが止まっていても原付バイクにするというふうに扱うというようなことが、どうやら決まったようですけれども、そうやって新しいモビリティーがどんどん出てくる中で、やはり歩行者が横断歩道を安心して横断することができるような環境整備、これは大変重要だというふうに考えています。

あとは道路交通法第38条ですね、歩行者をしっかりと守っていくということ、これをドライバーに、いかに認識させるかということも大事だというふうに思っています。今後も標識や表示を適正に維持管理していただいて、その整備を一層推進していただくことを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

◆小野寺慎一郎委員

よろしくお願ひいたします。

私からは、県民の安全・安心の確保に向けた効果的な広報啓発についてお伺いいたします。

令和5年度の県民ニーズ調査でも県民の生活重要度の第2位に、「犯罪や交通事故がなく安全で安心してくらせること」が上げられております。犯罪被害防止や交通事故防止のためには、警察による検挙や取締りだけでなく、県民一人一人に当事者意識を持ってもらうような啓発が重要であると考えます。

昨年の当委員会でも質疑は行われたと記憶をしてございますが、特殊詐欺被害防止の絵本公募、これは多くの県民の方に当事者意識を持ってもらう取組の一つであったというふうに思います。こうした啓発の手法自体は、防犯以外でも活用可能であるというふうに考えています。昨年の当委員会では、県警察に對して、高校生等が犯罪に手を染めることを防止するための動画を、これは広く高校生等から公募したらどうかという提案もさせていただきました。

そこで、今回の絵本公募の取組結果を踏まえた広報啓発について、何点かお伺いをいたします。

まず、確認のためですが、県が昨年実施していた特殊詐欺被害防止に関する絵本の公募について、概要とその狙いをお伺いいたします。

◎くらし安全交通課長

本事業は、特殊詐欺に関する絵本について、一般から公募し、優秀作品を選出して表彰するとともに、県が製本して配布する事業でございます。

公募とした狙いは、絵本作成の過程で行う公募自体も、幅広い世代への啓発の機会とするためです。学生、主婦らをはじめ、ふだん特殊詐欺や防犯にあまり関わらない方々にも参加してもらいたいと考えました。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

その作品の公募はどのように行ったんでしょうか。

◎くらし安全交通課長

募集に当たり記者発表を行い、県ホームページに掲載するとともに、民間のコンテストの情報サイトへの掲載も行いました。また、県内の中学校、高校、幼稚園、保育園、そのほか自主防犯団体や大学、専門学校、図書館等に約3万枚のチラシを配布したほか、美術・デザイン科などがある高校などには個別に働きかけを行いました。

◆小野寺慎一郎委員

それで、何点ぐらいの応募があったのか、また、どういう年齢層の方が作品を寄せてくださったのか、その辺りをお伺いします。

◎くらし安全交通課長

昨年の4月から8月までの募集期間に、46作品の応募を頂きました。応募していただいた方の年齢層は、10代から60代までと幅広く、一番応募が多かったのは10代の方からです。特に、高校生から多くの応募を頂きました。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。今回の絵本の作成を公募したこと、この成果をどのように捉えてらっしゃるのか、お聞かせください。

◎くらし安全交通課長

幅広い世代へ特殊詐欺に関する啓発をしたいと考え、公募形式とし、募集の働きかけにも力を入れたところ、各世代から幅広く応募がありました。また、働きかけを行った学校の中には、本取組を授業の中で取り上げてくれた高校もあり、結果として、多くの若い世代にも参加していただくことができました。これまで、若い世代に特殊詐欺の当事者意識を持つてもらうことは難しいと感じおりましたが、今回行った公募の取組は、若い世代への啓発の方法として一定の効果があったと考えております。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

あと、道路交通法についても、これ、頻繁に改正されます。昨日も、先ほどちょっと警察との質疑の中で触れたんですけれども、道交法の改正案が閣議決定したということで、自転車の違反には青切符切られるとか、あるいはモペット、ペダルはついているけれども原付だよと、自転車じゃないよと、これをしっかり法律に書き込むというようなことが含まれているようありますけれども、この道交法の改正、頻繁に行われることから、この中に、例えば昨年は、全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用努力義務が入りました。あるいは、電動キックボード等の新しい交通ルールが規定されたということでございました。これについても、私も度々、本会議や委員会で、これ令和3年度ぐらいから取り上げてきて、佐川局長に御答弁いただいたことは本会議でありますけれども、要は、県内においてどんな現状になっているのか、そこにどんな課題があるのか、それをお聞かせいただけますか。

◎くらし安全交通課長

自転車ヘルメットの着用率については、昨年7月に警察庁が行った調査では、県内は8.4%でした。これは、全国平均の13.5%よりも低く、着用率の向上が課題でございます。また、特定小型原動機付自転車に区分されます電動キックボード等については、道路交通法が改正されました昨年7月から12月末までの間、人身交通事故の発生はありません。電動キックボード等については、信号無視や一時不停止などの交通違反が散見されることから、利用者のルール遵守やマナーの向上が課題となっております。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。現状や課題については理解をいたしました。
ヘルメットの着用率は、県警独自に去年調べたら 11%だったと、そういうデータもあるようですけれども、警察庁の発表は、今、課長がおっしゃったとおりでありますね。

こうした、今、御説明いただいた状況に対して、これまでの交通安全対策に関する広報啓発の取組、そういったことはどんなことをされてきたのか、そこをお伺いしたいと思います。

◎くらし安全交通課長

県では、ホームページ、動画投稿サイトやSNSなど広報媒体を通じて、交通ルールやマナーについて広く情報を発信しています。また、県警察と連携して、交通安全キャンペーンや交通安全教室を開催し、県民の方と実際に触れ合い、交通安全意識の向上を図っております。さらに、交通関係団体とも連携し、ポスターやデジタルサイネージへの掲示、チラシの配布など、あらゆる機会を通じた広報啓発に努めています。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。一部の電動キックボードについては、これ 16 歳以上であれば運転免許がなくても運転できるという、そういう法律になりました。道交法なんか、もう、1 回も読んでいないと、目を通したこともないというような人が、動力付の乗り物に乗るわけですね。そうした、特に若者ですよね、交通ルールを熟知しない、そういう若者に対しての安全教育というのはすごく大事になってきているんだと、以前よりも重要になってきていると私は思っているんですね。これまで、これは何度も何度もお尋ねしてきたことありますけれども、改めて、若者に対する取組、これを伺いたいというふうに思います。

◎くらし安全交通課長

県では、自転車の適切な利用方法を、イラストを用いて分かりやすく解説した自転車ルールブックに、電動キックボード等の利用に関する特設ページを設けました。令和 6 年度からは、この冊子を新たに県内の高校に入学する 1 年生、約 7 万人に配布するための予算を当初予算に計上しております。今後は、電動キックボード等を利用できる年齢になる高校生に対して、自転車だけではなく、電動キックボードの交通ルールについても、さらに周知してまいります。

◆小野寺慎一郎委員

最後のお尋ねになりますけれども、先ほど、特殊詐欺対策で公募型の広報啓発に取り組んだということでありましたけれども、交通安全対策にもこのような工夫をした取組、これを行っているのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

◎くらし安全交通課長

県では、通学等で自転車を利用する機会が多い高校生の自転車ヘルメットの

着用率向上を図るため、高校生を対象とした公募型の広報啓発を検討しております。

具体的には、県内全ての高校生を対象として、自転車ヘルメットのデザイン募集や、ヘルメットを着用した写真を募集するフォトコンテストといった企画を検討しております。この取組は、多くの対象者に当事者意識を持ってもらうとともに、若い世代を対象とすることで、大人になっても継続してヘルメットを着用する意識づけになるものと考えております。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。ヘルメットって多分、面倒くさいとか、かっこ悪いとか、なかなかそういう印象があるって、先入観があってかぶらない人もいると思うので、今、結構写真だとかにすると、今の高校生なんか楽しんでくれるんじゃないかなという期待もしているわけですけれども。あと、ヘルメットを意外と高齢者がかぶっていないんですね。ヘルメット、本当にこの1年間ですごく着用率が上がったと思うんですけども、高齢者に対しても何か方法を考えただければというふうに思いますので、そこはちょっと申し添えておきます。

県民の暮らしを守る上で、必要な情報を的確に県民へ伝えていくことが重要でありますので、そこには広報活動がとても大きな役割を果たしているというふうに思います。県が、今後も関係機関や団体と連携して、県民の興味を引くような工夫を凝らした広報活動を、展開していくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。